

セーフティネット支援対策等事業費補助金

21年度予算額 21,000,000千円 → 22年度予算(案) 24,000,000千円

(目的)

地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。

(補助先)

都道府県、市町村 等

(実施主体)

都道府県、市町村、都道府県社会福祉協議会 等

(事業内容)

ア 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスの整備を図る事業

(例) 実施体制整備事業、自立支援サービス整備事業

(22年度新規)

- ・子どもの健全育成事業
- ・居宅生活移行支援事業

イ 生活保護適正実施推進事業

生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、生活保護関係職員の資質向上のための研修の実施等、各種適正化の取組を推進する事業

(例) 生活保護法施行事務監査等事業、生活保護適正化事業

(22年度新規)

- ・医療診療報酬明細書点検等充実事業の拡充
- ・医療扶助レセプトオンライン請求への対応(事項要求)
- ・福祉事務所生活保護システムの改修等(事項要求)
- ・生活保護特別指導監査事業の拡充(事項要求)

ウ 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業

- (例) 地域福祉基盤整備事業（民生委員・児童委員研修事業、福祉人材確保重点事業等）
地域福祉支援事業（日常生活自立支援事業等）
地域福祉等推進特別支援事業
安心生活創造事業、ひきこもり対策推進事業、地域生活定着支援事業

(22年度新規)

- ・日常生活自立支援事業の拡充整備
- ・受入施設日本語習得支援事業
- ・地域生活定着支援事業の拡充
- ・地域福祉等推進特別支援事業の拡充（社会福祉推進費の統合）

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、自立支援通訳の派遣等を行う事業

- (例) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
身近な地域での日本語教育支援事業、自立支援通訳等派遣事業
中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

※ 「住宅・生活支援対策事業」「ホームレス対策事業」「就労支援の強化」については、緊急雇用創出事業臨時特例基金により対応。

国の予算と生活保護費(当初予算)の年次推移

(億円)

		昭和25年度	30	35	40	45	50	55	60	平成2	7	12	17	18	19	20	21	22
予算額	一般会計予算	6,614	9,915	15,697	36,581	79,498	212,888	425,888	524,996	662,367	709,871	849,871	821,829	796,860	829,088	830,613	885,480	922,992
	一般歳出予算	—	8,109	12,588	29,199	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	421,417	480,914	472,829	463,660	469,784	472,845	517,310	534,542
	社会保険関係費	—	1,043	1,803	5,184	11,413	39,282	82,124	95,740	116,154	139,244	167,666	203,808	205,739	211,409	217,824	248,344	272,686
	厚生労働省予算	329	846	1,640	4,787	11,035	39,067	81,495	95,028	115,652	140,115	155,054	208,178	209,417	214,769	221,223	251,568	275,561
	生活保護費	153	335	446	1,059	2,172	5,349	9,559	10,815	11,087	10,532	12,306	19,230	20,461	19,820	20,053	20,969	22,388
生活保護費の割合		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	生保／一般会計	2.3%	3.4%	2.8%	2.9%	2.7%	2.5%	2.2%	2.1%	1.7%	1.5%	1.4%	2.3%	2.6%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%
	生保／一般歳出	—	4.1%	3.5%	3.6%	3.6%	3.4%	3.1%	3.3%	3.1%	2.5%	2.6%	4.1%	4.4%	4.2%	4.2%	4.1%	4.2%
	生保／社会保険	—	32.1%	24.7%	20.4%	19.0%	13.6%	11.6%	11.3%	9.5%	7.6%	7.3%	9.4%	9.9%	9.4%	9.2%	8.4%	8.2%
生保／厚生労働省	46.5%	39.6%	27.2%	22.1%	19.7%	13.7%	11.7%	11.4%	9.6%	7.5%	7.9%	9.2%	9.8%	9.2%	9.1%	8.3%	8.1%	

(注)59年までは10分の8負担、60～63年度は10分の7負担、元年度以降は4分の3負担である。

(注)平成11年度以前の厚生労働省予算の額については、厚生省予算である。

8 保護施設通所事業・救護施設居宅生活訓練事業実施施設一覧（平成21年度）

(1) 保護施設通所事業

① 救護施設

	都道府県	施設名
1	岩手県	松山荘
2	福島県	矢吹緑風園
3	東京都	黎明寮
4	東京都	あかつき
5	神奈川県	平塚ふじみ園
6	兵庫県	南光園
7	岡山県	三楽園
8	福岡県	仁風園
9	大分県	大分県溪泉寮
10	宮崎県	清風園
11	大阪市	淀川寮
12	大阪市	平和寮
13	大阪市	今池平和寮
14	大阪市	愛隣寮
15	大阪市	三徳寮
16	大阪市	白雲寮
17	大阪市	甲子寮
18	大阪市	ホーリーホーム
19	神戸市	アメニティホーム夢野
20	神戸市	ヨハネ寮
21	浜松市	讃栄寮
22	浜松市	慈照園
23	高知市	誠和園

② 更生施設

	都道府県	施設名
1	東京都	しのばず荘
2	東京都	本木荘
3	東京都	更生施設ふじみ
4	東京都	けやき荘
5	東京都	塩崎荘
6	東京都	淀橋荘
7	東京都	千駄ヶ谷荘
8	東京都	浜川荘
9	東京都	東が丘荘
10	横浜市	横浜市中央浩生館
11	横浜市	民衆館
12	名古屋市	名古屋市笹島寮
13	大阪市	淀川寮
14	大阪市	大淀寮

○ 保護施設通所事業実施施設数

救護施設 23施設(188施設)
 更生施設 14施設(20施設)
 計 37施設(208施設)

()内は全国の施設数(H21.10.1現在)

(2) 救護施設居宅生活訓練事業

救護施設

	都道府県	施設名
1	岩手県	松山荘
2	岩手県	好地荘
3	山形県	泉荘
4	山形県	みやま荘
5	福島県	矢吹緑風園
6	栃木県	鳴鶴寮
7	東京都	黎明寮
8	東京都	あかつき
9	大阪府	三恵園
10	兵庫県	のぞみの家
11	兵庫県	桃李園
12	兵庫県	南光園
13	兵庫県	フローラ
14	岡山県	三楽園
15	大分県	大分県溪泉寮
16	大阪市	淀川寮
17	大阪市	平和寮
18	大阪市	今池平和寮
19	大阪市	三徳寮
20	大阪市	白雲寮
21	神戸市	アメニティホーム夢野
22	神戸市	ヨハネ寮
23	郡山市	郡山せいわ園
24	西宮市	ななくさ厚生院

○ 救護施設居宅生活訓練事業実施施設数

救護施設 24施設(188施設)

()内は全国の施設数(H20.10.1現在)

離職により 住宅等にお困りの方のための 支援ガイド

～新しいセーフティネット～

※日を除く支援は同時に受けることはできません。ただし、雇用保険受給資格者でない方は、日住宅手当と日総合支援資金貸付の併用が可能です。

マークの見方

下のマークは支援の内容を大まかに表したものです



住宅入居の支援



家賃の支援



生活費の支援



就職の支援

A 就職安定資金融資

事業主都合離職に伴い住居を喪失した方に対する、住宅入居初期費用等の貸付。

お問い合わせ先

ハローワーク



貸付



貸付



貸付



就職

支援の概要

貸付額

- ①住宅入居初期費用… 上限**50万円**
(敷金・礼金等、転居費・家具什器等)
- ②家賃補助費…………… 上限月額**6万円×6ヶ月**
- ③常用就職活動費……… 上限月額**15万円×6回**
- ④就職身元保証料……… 上限**10万円**

※雇用保険受給資格者は②と③は貸付対象外です。
※貸付実行後6ヶ月以内に一定の要件を満たす就職をした場合、貸付額の返済が一部免除されます。

次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職をし、その離職後1年以内である方
- ②①の離職に伴い住居喪失状態となっている方
- ③離職前に世帯の主たる生計維持者であった方
- ④預貯金・資産がない方
- ⑤常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行う方

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

B 住宅手当

離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、賃貸住宅の家賃のための給付。

お問い合わせ先

地方自治体



給付



就職

支援の概要

支給額

地域ごとの上限額
生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額

例：月**53,700円**(東京都23区・単身者)

支給期間 最長6ヶ月

次の要件全てに該当する方

- ①離職後2年以内である方
- ②住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ③離職前に主たる生計維持者であった方
- ④原則として収入のない方。一時的な収入がある場合は、生計を一とする同居の親族の収入の合計が次の金額以下である方
単身世帯：月 8.4万円 複数世帯：月 17.2万円
- ⑤生計を一とする同居の親族の預貯金が次の金額以下である方
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円
- ⑥就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方

※ハローワークへの求職申込みと月1回以上の職業相談、及び自治体での月2回以上の面接支援が必要です。